



本部特執（JR総連執行委員）の出向は不当労働行為だ！ 仮処分を申し立て、決起集会開催！

本部淵上特別執行委員（JR総連法対・調査部長）は9月16日、会社の一方的な出向命令は不当であるとして、東京地方裁判所に仮処分申請を行いました。

申し立て理由は、

- ①出向に関する労働協約を結んでいないため就業規則のみの出向は強制力がない。
- ②労働組合役員を職場から追放することは、不当労働行為に該当する。
- ③なぜ淵上特執が出向なのか説明がないことは出向の必要性がないことであり、出向命令権の濫用として無効とされるべき。

の3点です。

JR東海労は理不尽な会社の攻撃に、職場からも裁判所からも断固闘うため、同日、都内で「JR東海労の組織破壊を意図した出向を撤回せよ！出向命令差止仮処分勝利！総決起集会」を開催しました。集会の中で、本部委員長を含め5名の仲間の出向が取り消されたことについて、私たちの闘いの成果であることを全体で確認しました。そして、今後も仲間にかけてくる不当な出向に対し、断固闘っていくことを意思統一しました。

